組に即して、以下の事項等について、相互に連携するものとする。また、Ⅱの⑶により地域の生産者団体等が協議会等を組織した場合には、これらの協議会等とも相互に連携するものとする。

① 平常時には、飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は都道府県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有、家畜の所有者等向けの研修会及び説明会の開催、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、埋却地の確保等の連携強化に関する協議、地域内における農場への野鳥の誘引防止対策に関する協議、野生動物への感染防止対策に関する協議等

② （略）

⑷・⑸ （略）

Ⅱ 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

⑴ 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施、地域的な野鳥誘引防止対策等の自主的措置に取り組むことが重要である。特に、家畜の密集地域においては、ひとたび家畜伝染病が発生するとまん延のリスクも高いことから、自衛防疫団体等を設置することが推奨される。

⑵ （略）

⑶ また、国、都道府県及び市町村は、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、

① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、地域的な野鳥誘引防止対策の実施、都道府県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等

② （略）

Ⅲ 市町村の取組に関する方針

市町村は、国、都道府県及び生産者団体と連携し、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備することが重要であることから、以下について、積極的に取り組むものとする。

⑴～⑸ （略）

⑹ 都道府県、生産者団体、地域の関係者等と協力し、野生動物の捕獲や野鳥の誘引防止対策のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を推進するよう努める。

Ⅳ～Ⅵ （略）

組に即して、以下の事項等について、相互に連携するものとする。また、Ⅱの⑶により地域の生産者団体等が協議会等を組織した場合には、これらの協議会等とも相互に連携するものとする。

① 平常時には、飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は都道府県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有、家畜の所有者等向けの研修会及び説明会の開催、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、埋却地の確保等の連携強化に関する協議、野生動物への感染防止対策に関する協議等

② （略）

⑷・⑸ （略）

Ⅱ 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

⑴ 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。特に、家畜の密集地域においては、ひとたび家畜伝染病が発生するとまん延のリスクも高いことから、自衛防疫団体等を設置することが推奨される。

⑵ （略）

⑶ また、国、都道府県及び市町村は、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、

① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、都道府県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等

② （略）

Ⅲ 市町村の取組に関する方針

市町村は、国、都道府県及び生産者団体と連携し、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備することが重要であることから、以下について、積極的に取り組むものとする。

⑴～⑸ （略）

⑹ 都道府県、生産者団体、地域の関係者等と協力し、野生動物の捕獲のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を推進するよう努める。

Ⅳ～Ⅵ （略）